

○香芝市史跡公園条例

平成28年3月28日

条例第6号

改正 令和2年3月23日条例第9号

(目的及び設置)

第1条 本市に所在する文化財の保存及び活用を図り、文化に関する市民の理解の増進に寄与するため、香芝市史跡公園(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
香芝市尼寺廃寺跡史跡公園	香芝市尼寺二丁目88番
香芝市平野塚穴山古墳史跡公園	香芝市平野1052番

(令2条例9・一部改正)

(管理)

第3条 公園は、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の行う場所、行為の内容その他教育委員会が定める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、第1項の許可を与えることができる。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (3) その他公園の管理上支障があるとき。

4 教育委員会は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止等)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (7) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の規定に違反した者に対し、公園からの退去を命ずることができる。

(利用の禁止又は制限)

第6条 教育委員会は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合その他公園の管理のため必要があると認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、第4条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は行為を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 公園の運営に支障が生じたとき。

2 前項の規定により、許可の取消し又は行為の制限若しくは停止をした場合、第4条第1項の許可を受けた者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償等)

第8条 施設、設備等を損傷し、汚損し、滅失し、又は損壊した者は、市長の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむ

を得ないと認めたときは、これを減額又は免除できる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。